

議案第36号

大網白里市健康増進計画審議会条例の制定について
大網白里市健康増進計画審議会条例を次のように制定する。

平成27年2月17日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市健康増進計画審議会条例

(設置)

第1条 市は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「大網白里市健康増進計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、大網白里市健康増進計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 大網白里市健康増進計画の策定に関すること。
- (2) 大網白里市健康増進計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中男女共同参画審議会委員の項の次に次のように加える。

健康増進計画審議会会長	日額	6,600円
健康増進計画審議会委員	日額	6,100円